

「沖縄高江への愛知県警機動隊派遣違法訴訟」の結審を終えて

松本八重子（訴訟の会事務局）

はじめに一私と沖縄・高江

夫を見取った 2016 年 3 月、私は思い切って沖縄に出かけました。それ以前の鳩山政権時代にも、女性グループで 3 泊 4 日の「米軍基地巡り」に参加したことはありますが、介護から解放された途端、心の隅でくすぶっていた沖縄の米軍基地問題が頭をもたげ、矢部宏治著「本土の人は知らないが、沖縄の人はみんな知っていること」をガイドブックに、一人で那覇空港に降り立ちました。

このとき、沖縄では辺野古の埋め立て許可をめぐる国と県との訴訟において、和解が成立したばかりでした。7 月 10 日の参議院選挙ではオール沖縄の伊波洋一さんが現職の大蔵を大差で破って当選しましたが、安倍政権は選挙の翌日に東村高江の米軍ヘリパッド建設工事を強行しました。

私は 7 月 22 日の早朝、ヘリパッド建設阻止を訴える 200 名ほどの支援者と一緒に N1 ゲート前で座り込みました。武器を持たず非暴力で座り込む私たちに対し、沖縄県警を含む 6 都府県から派遣された機動隊 800 人は、暴力と弾圧を繰り返して排除していました。それは、まるで「戒厳令」の様だと言われるほど、国家権力によるあまりに凄まじい暴力の行使でした。

住民監査請求却下から提訴へ

こうした国家の暴力に加担している愛知県警に対し、12 月には沖縄に関心を寄せる市民グループや弁護士が中心となって、「愛知県警察職員の沖縄県への違法な派遣に対する公金支出」に対し、損害賠償請求を求める住民監査請求を開始し、921 名の署名を集め県の監査委員会に提出しました。しかし、2017 年 6 月にはこの住民監査請求が却下されたのを受け、即刻、抗議声明を出すとともに、わずか 1 か月間に原告 210 名を集め 7 月

26 日に「住民訴訟」として名古屋地裁に提訴。

また、同日「沖縄高江への愛知県警機動隊派遣違法訴訟の会」（略：訴訟の会）も発足しました。

訴訟における原告の主張

第 1 回は原告代表の具志堅邦子さんが「琉球・沖縄の歴史」を陳述。とりわけ本土防衛の捨て石とされ凄惨を極めた沖縄戦から、サンフランシスコ講和条約により日本本土から切り離され、米統治下での圧政に対して非暴力を貫く闘いを、そして今も続く構造的差別について主張しました。

この裁判では、第 1 回から 12 回までの全てにおいて原告の意見陳述が認められました。弁護団によればこれは異例なことで、この訴訟が社会的に重要な問題を糾していることを、裁判所も認めているのだと私たちは確信しました。

第 10 回は現地高江で暮らす「ヘリパッドいらない住民の会」の伊佐さん、安次嶺さん、高江と深い関わりのある蝶類研究家の宮城さんの証人尋問が行われました。当事者の証言からは、沖縄の水源であり、生き物の希少種の宝庫である「やんばるの森」と「基地のない平和な暮らし」を守ろうとする人々の営みが、米軍基地建設に加担する機動隊の通行妨害や弾圧により踏みにじられている日常が法廷内に広がりました。

第 11 回は、派遣の実務を担当した愛知県警備部の鈴木誠氏と、高江の座り込み弾圧の現場を記録した映像作家の古賀さんの証人尋問。

そして、最終弁論の第 12 回では原告事務局長の山本みはぎさんが、長年平和運動に関わってきた中で、沖縄への構造的な差別を本土に住む者として受け止めてこなかった自省の念を込めて、この裁判に臨んでいます。私たち原告は、高江のヘリパッド建設のための弾圧に加担させられたくない、自分たちの税金を機動隊派遣に使われたくない、機動隊派遣は戦争のための基地建設に加担するものであり、沖縄に対する加害者にはならないと、陳述しました。

言からも、愛知県警の国家警察化という自治体警察の原則を否定する違法性も立証されました。



弁護団の立証

弁護団は、証人尋問や2回の現地調査を踏まえ、「北部訓練場ヘリパッド建設工事の違法性及び違憲性」と「高江住民らの座り込みの闘いの正当性」を立証。「やんばるの森」の豊かな自然を守る暮らしが、オスプレイの耐えがたい騒音等により日常的に侵害されている事に対し、住民の非暴力の抵抗は、憲法で保障された「平和的生存権に基づく抵抗権の行使または表現の自由の行使」であり、合法かつ適法であると明確にされました。

さらに「派遣された機動隊による警察活動の違法性」については、派遣の実務を担当した愛知県警警備部の鈴木証言からも窺えるように、座り込み住民の弾圧・強制排除、県道封鎖や車両検問など、機動隊員の警備活動は警察法第2条（警察の責務）に反し、根拠もなく強制的に行われ、違憲、違法であることも立証。

そして、長谷川弁護団事務局長は「派遣決定手続きの違法性—専決による派遣決定の違法性」、とりわけ「愛知県の専決規定」を固有の問題として糾弾されました。

警察法は、戦前の国家警察の弊害を否定し、住民代表から構成される公安委員会が警察を管理するとしているにも関わらず、今回の派遣決定は県警本部長の専決により決定されており、公安委員会の存在意義を軽視し、警察の政治的中立に反しており、愛知県警本部長は手続きにおいても違法性が認められるとしています。

さらには、鈴木氏の「警察庁警備局からの派遣連絡であり、沖縄県警ではない」という証

大脇弁護団長の「結語」

沖縄高江における住民の抵抗・抗議活動に対する警察官らの暴行の違法性を問うことは、日本の民主主義と憲法を問うことに他ならないと、大脇弁護士は法廷で高らかに陳述。

世界史的に見れば武力で平和が作られたことはなかった。非暴力闘争を率いたインドのマハトマ・ガンジーと仲間たち、黒人差別と闘ったキング牧師と運動家たち、ネルソン・マンデラと住民たちによる南アフリカのアパルトヘイトとの闘いなど。そして、沖縄の戦後70年に及ぶ非暴力・不服従の「反基地闘争」は、人間の尊厳を守る普遍的な非暴力の抵抗と通底していて、後世にわたって必ずや語り継がれていくと、称えました。

最後に、判決において「裁判所の勇気ある英断を心から期待し、切望する」と結ばれました。

結び—この裁判がなければ

私がこの裁判に関わったのは、あの7月22日に高江の現場にいた者として、私が体験した国家の暴力を伝えることが責務だと考えたからです。しかし、原告として意見陳述をすることは、夢にも思っていませんでしたが、今まで、沖縄の基地問題を私の問題として捉えてこなかった無知、無関心を恥じ、沖縄の人々から背中を押される思いで法廷に立ちました。

沖縄平和運動センター議長の山城博治さんは「いま、東京、愛知、福岡で機動隊派遣違法訴訟が行われているが、もしこの裁判がなければ、辺野古へも全国の機動隊が派遣されていたかもしれない。こうした意味でも、この裁判は大きな励みになる」と、話されました。

私たちは裁判の勝利を目指し、さらに活動を広げていきたいと思っています。